

社会福祉法人道德福祉会理事、監事及び評議員の報酬等に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人道德福祉会定款第23条の規定に基づき、理事、監事(以下「役員等」という。)の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員の報酬は、定款第9条に定める通り無料とする。

2 理事及び監事に対しては、定款第23条の規定に関わらず、報酬等は支給しないものとする。

(改廃)

第3条 この規定の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附則

(施行期日)

この規定は、令和元年12月12日から施行する。